



埼玉県報

第 2 6 6 8 号
平 成 2 7 年 2 月 6 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則\(田園都市づくり課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [平成26年度地籍調査事業計画の変更\(土地水政策課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区の役員退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [備前堀土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [旭土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [森林法第189条の規定に基づく告示\(森づくり課\)](#)
- [県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区\(区画整理事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [営業所の所在地が確知できない建設業者の公告\(建設管理課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [和光都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [和光都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [和光北インター地域土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気に関する入札公告\(財務課\)](#)
- [埼玉県立川越高等学校ほか34校で使用する電気に関する入札公告\(財務課\)](#)
- [埼玉県立浦和高等学校ほか32校で使用する電気に関する入札公告\(財務課\)](#)
- [埼玉県立熊谷高等学校ほか18校で使用する電気に関する入札公告\(財務課\)](#)
- [県道越谷流山線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷八潮線の区域の決定\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道阿佐間幸手線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成26年度2・3月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [警備業法第51条の規定による医師の指定\(生活安全企画課\)](#)
- [風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定に基づく医師の指定\(生活環境第一課\)](#)

規 則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成二十六年埼玉県条例第五十二号）の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

告 示

埼玉県告示第八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年二月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ピークトウピーク
- 三 代表者の氏名
松本 英孝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市大字下安松九百一番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、オリンピック種目となるスポーツを中心とした競技者で技術の向上を目指す者に、高度な技術を習得させるため、教室、講習、イベント、大会等を提供し、競技者の才能を開花させ、世界的な競技者に育成することを旨とし、もってスポーツの振興を図ることを目的とする。

告示

埼玉県告示第八十六号

平成二十六年埼玉県告示第六百十三号（平成二十六年地籍調査事業計画）の一部を次のように改正したので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上田清司

表中

神川町	矢納三（大字矢納の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
神川町	矢納四（大字矢納の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで

を

に改める。

神川町	矢納三（大字矢納の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
神川町	矢納四（大字矢納の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
神川町	阿久原六・矢納一（大字上阿久原、大字矢納の各一部）	平成二十七年一月三十日から 平成二十七年三月三十一日まで
神川町	矢納二（大字矢納の一部）	平成二十七年一月三十日から 平成二十七年三月三十一日まで

告 示

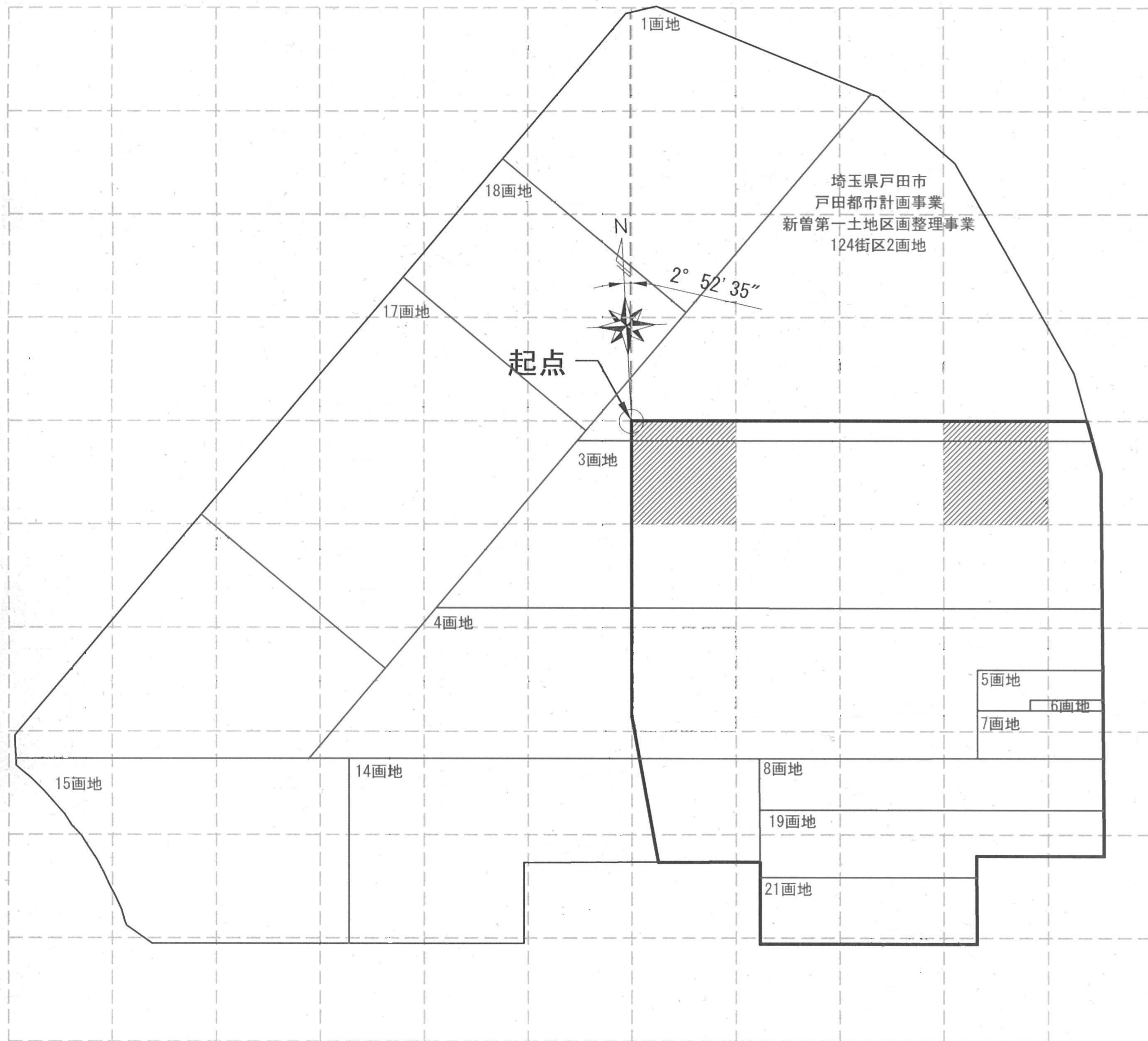
埼玉県告示第八十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第千三百七十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市戸田市計画事業新曽第一土地区画整理事業百二十四街区二画地の一部、三画地の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壌の掘削による除去



埼玉県戸田市
戸田都市計画事業
新曽第一土地区画整理事業
124街区2画地

起点
起点は、戸田市大字新曽字柳原661番1の最北端とする。

格子の回転角度
2度52分35秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- 10m単位区画
- 仮換地図
- ▨ 要措置区域を解除する区画



告 示

埼玉県告示第八十八号

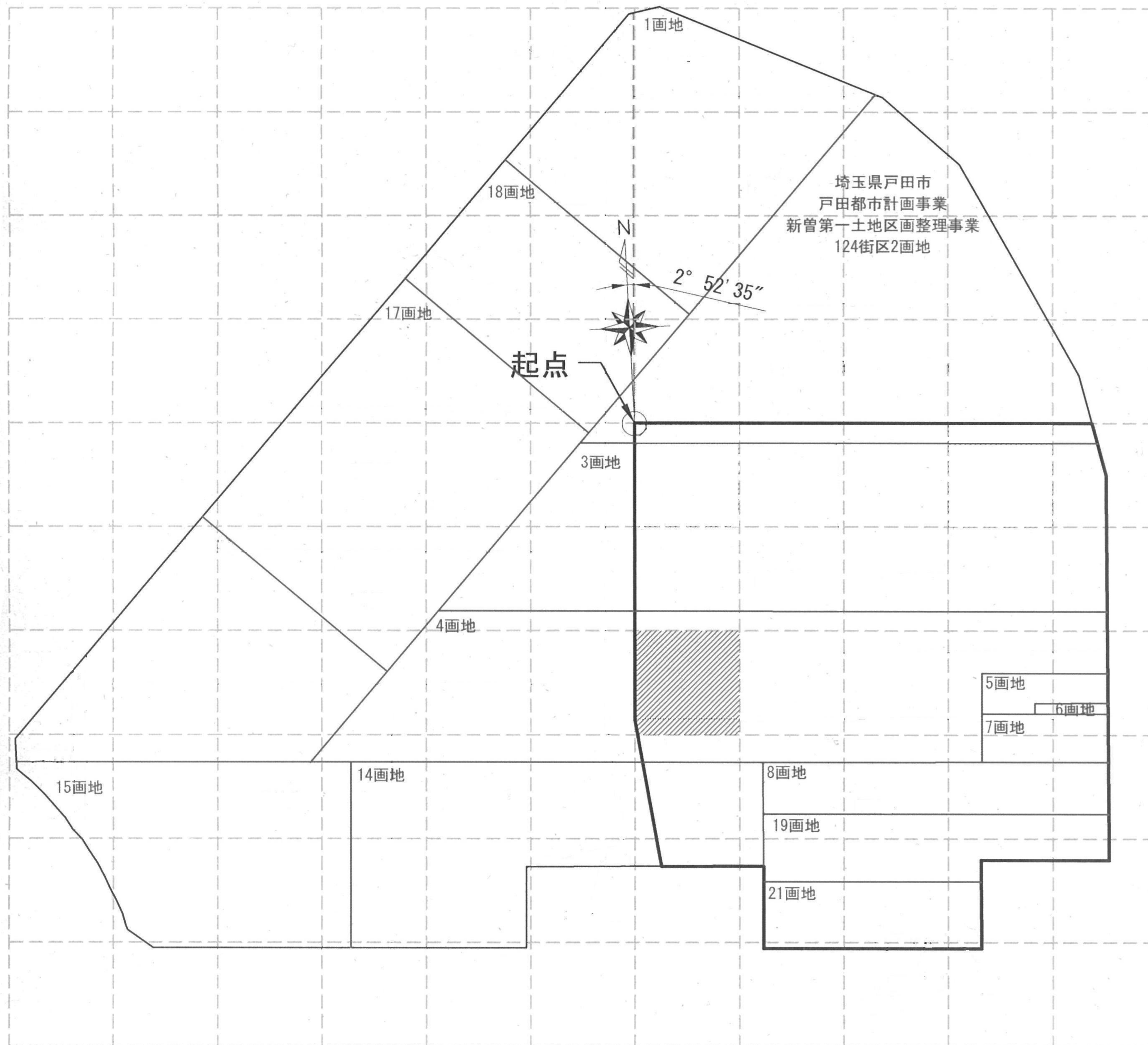
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第千三百七十六号により指定した区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市戸田市計画事業新曽第一土地区画整理事業百二十四街区四画地の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
 起点は、戸田市大字新曽字柳原661番1の最北端とする。

格子の回転角度
 2度52分35秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- 10m単位区画
- 仮換地図
- ▨ 形質変更時要届出区域を解除する区画

0m 5m 10m

告 示

埼玉県告示第八十九号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

監事 綱 島 通 弘 埼玉県さいたま市緑区芝原二丁目十七番地五

告 示

埼玉県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、備前堀土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住 所
理事	石 井 伊 市	埼玉県加須市北辻九百九番地二

告示

埼玉県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、旭土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	進 通 光之助	埼玉県吉川市大字下内川千六百八十八番地
同	森 田 保	同 同 上内川千三百八十四番地一
同	岡 田 嘉 男	北葛飾郡松伏町大字田島九百五十六番地
同	新 井 種 男	吉川市大字川藤二千四百九番地
同	齊 籐 忠 男	同 同 八子新田七百五十五番地
同	岡 野 種 嗣	同 同 南広島千五十番地
同	鈴 木 庄 次	同 同 川藤七百九十七番地
同	山 崎 宏 保	同 同 同 三百十二番地二
同	染 谷 忠 三	北葛飾郡松伏町大字下赤岩二百九十四番地一
監事	田 中 潔	吉川市大字南広島百八番地
同	岡 田 悦 夫	同 同 上内川千七百二十五番地
同	澤 田 孝	北葛飾郡松伏町大字下赤岩五百六十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	豊 田 正	埼玉県吉川市大字上内川八百六十二番地三
同	進 通 光之助	同 同 同 下内川千六百八十八番地
同	岡 田 文 男	同 同 同 上内川千九百一 番地
同	古 谷 豊 彦	同 同 同 拾壹軒二百六十二番地
同	岡 田 嘉 男	北葛飾郡松伏町大字田島九百五十六番地
同	鈴 木 央 泰	吉川市大字川藤千九百三十九番地
同	齊 籐 忠 男	同 同 同 八子新田七百五十五番地
同	山 口 新 市	同 同 同 川藤三千八百四十九番地
同	染 谷 勇	北葛飾郡松伏町大字下赤岩二百五十番地一
同	小 川 敏 彦	吉川市大字南広島二千二百十二番地
監事	新 井 種 男	同 同 同 川藤二千四百九番地

同

澤田訓男

同

北葛飾郡松伏町大字下赤岩六百二十一番地

告 示

埼玉県告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を飯能市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名又は名称

吉田司馬之助、横手泰助、安間義之吉、安間福松、安間辰次郎、安間龜吉、安間和美、森本千、本橋忠平、水野傳治、町田富藏、町田正嗣、町田新太郎、町田貞次郎、町田佐十郎、町田幸治、町田越喜、町田猪十郎、前原弥五郎、藤井多作、中村博、中村登志、中村信吉、中村孝司、中村清美、中村喜一、中嶋孝一郎、滝田武彦、滝島新吉、關口ゑゑ、島田ちよ、嶋田育紀、佐野和喜造、佐野茂吉、佐野順、小池惣一、小池喜一郎、熊澤多十郎、木崎コト、川村喜一、加藤晋、加藤清二、柿沼丑五郎、柿沼一郎、岡部保治、岡部元治、岡部萬次郎、岡部藤太郎、岡部敏榮、岡部仙藏、岡部順子、岡部庫太郎、岡部健一、大窟菊次郎、枝久保安正、枝久保茂一郎、市川新五郎、石田よ志、石井利司、石井安太郎、石井百藏、新井美文、新井富士吉、浅見芳久、浅見哲朗、浅見鐵次郎、浅見頼藏、浅見愼也、浅見治三郎、浅見三作、浅見欽一郎、浅見菊治、浅見かね

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十六年十二月二十四日付埼玉県告示第千六百三十七号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。

告 示

埼玉県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十七年二月十二日から

平成二十七年三月十二日まで

二 縦覧場所

蓮田市役所

白岡市役所

告 示

埼玉県告示第九十五号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
有限会社コクト測建	福島 紀生	埼玉県草加市稻荷六丁目五番五号
株式会社創友建設	星野 拓	埼玉県草加市高砂二丁目二番一八号
有限会社鳥谷部建工	鳥谷部 清一	埼玉県草加市青柳八丁目三〇番八
株式会社大和田設備	大金 哲	埼玉県越谷市東大沢五丁目一番地一
有限会社工藤建鉄	工藤 忠男	埼玉県越谷市大沢一六四六番地一一
有限会社藤紀興業	加藤 晃	埼玉県越谷市東越谷八丁目一八六番地
フジ商事株式会社	午腸 涌三	埼玉県越谷市神明町三丁目一七〇番地 四
有限会社相電気	佐藤 仁紀	埼玉県八潮市中央二丁目五番地五
大和電気工事有限会 社	初山 智英	埼玉県八潮市八潮三丁目一番地一
株式会社スペースイ ンダストリー	南川 達夫	埼玉県三郷市下彦川戸七三七番地の一
岡建ホーム株式会社	岡田 勝王	埼玉県吉川市中曾根二丁目一二番地八
有限会社タナ力建設	田中 守	埼玉県春日部市下柳五三七番地五

告 示

埼玉県告示第九十六号

測量計画機関である熊谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

熊谷市

二 作業種類

公共測量（数値図化、座標補正、修正測量）

三 作業地域

熊谷市内

四 作業期間

平成二十七年二月二日から平成二十八年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第九十七号

和光市から和光都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十八号

和光市から和光都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十九号

蓮田市長から蓮田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、和光北インター地域土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

井口 嘉四朗	埼玉県和光市新倉二丁目二十三番八号
金子 政 義	埼玉県朝霞市根岸台四丁目五番三号
川 島 義 彰	埼玉県和光市新倉二丁目四番五号
齊 藤 勇 雄	埼玉県朝霞市根岸台八丁目一番七号
富 岡 進	埼玉県和光市新倉二丁目二十番三十六号
本 多 好太郎	埼玉県和光市新倉一丁目二十九番八十号
本 多 重 幸	埼玉県和光市新倉二丁目三十三番二号
本 多 宏 樹	埼玉県和光市新倉二丁目三十三番二号
山 田 利 久	埼玉県和光市新倉三丁目七番十六号

就任した理事の氏名及び住所

井 口 嘉四朗	埼玉県和光市新倉二丁目二十三番八号
金 子 政 義	埼玉県朝霞市根岸台四丁目五番三号
川 島 義 彰	埼玉県和光市新倉二丁目四番五号
齊 藤 勇 雄	埼玉県朝霞市根岸台八丁目一番七号
富 岡 進	埼玉県和光市新倉二丁目二十番三十六号
富 岡 武 光	埼玉県和光市新倉二丁目二十九番二十九号
本 多 好太郎	埼玉県和光市新倉一丁目二十九番八十号
本 多 重 幸	埼玉県和光市新倉二丁目三十三番二号
本 多 宏 樹	埼玉県和光市新倉二丁目三十三番二号
山 田 利 久	埼玉県和光市新倉三丁目七番十六号

告 示

埼玉県告示第百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気
予定使用電力量11,932,600キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成27年5月1日（金）から平成28年4月30日（土）まで

(4) 需要場所

埼玉県立春日部高等学校ほか32校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 中嶋、吉川 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成27年2月9日（月）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成27年3月24日（火）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成27年3月23日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年3月6日（金）午後5時までに郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kasukabe High School including 32 other schools (estimated kW/h: 11,932,600 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 23, 2015

In person: 2:00 pm, March 24, 2015

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立川越高等学校ほか34校で使用する電気
予定使用電力量12,029,100キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成27年5月1日（金）から平成28年4月30日（土）まで

(4) 需要場所

埼玉県立川越高等学校ほか34校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 中嶋、吉川 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成27年2月9日（月）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成27年3月24日（火）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成27年3月23日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年3月6日（金）午後5時までに郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kawagoe High School including 34 other schools (estimated kW/h: 12,029,100 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 23, 2015

In person: 2:00 pm, March 24, 2015

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第百三三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立浦和高等学校ほか32校で使用する電気
予定使用電力量10,420,100キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成27年5月1日（金）から平成28年4月30日（土）まで

(4) 需要場所

埼玉県立浦和高等学校ほか32校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 中嶋、吉川 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成27年2月9日（月）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成27年3月24日（火）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成27年3月23日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年3月6日（金）午後5時までに郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Urawa High School including 32 other schools (estimated kW/h: 10,420,100 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 23, 2015

In person: 2:00 pm, March 24, 2015

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第四百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立熊谷高等学校ほか18校で使用する電気
予定使用電力量6,712,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成27年5月1日（金）から平成28年4月30日（土）まで

(4) 需要場所

埼玉県立熊谷高等学校ほか18校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 中嶋、吉川 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成27年2月9日（月）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成27年3月24日（火）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成27年3月23日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年3月6日（金）午後5時までに郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kumagaya High School including 18 other schools (estimated kW/h: 6,712,000 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 23, 2015

In person: 2:00 pm, March 24, 2015

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

<p>県道越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>吉川市大字吉川字屋敷付一五一六番五地先から 同市大字吉川字屋敷付一五一六番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年二月六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年十二月二十八日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十四号における道路予定区域の一部供用開始である。延長六・二〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷八潮線
- 三 道路の区域

区 間	越谷市西方二丁目二番八地先から 同市大字西方字上手二六八六番一地先まで
敷地の幅員 (メートル)	一六・〇〇) 三三・三八
延 長 (メートル)	三三九・八八
備 考	

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

<p>阿佐間幸手線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>久喜市佐間字西二二六番一地先から同 市佐間字陣屋敷添五三四番二地先ま で</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p>
<p>平成二十七年二月六日</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>延長 三三〇・〇〇メートル である。 平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第二十四号で 告示した道路区域の変更の一部供用開始 である。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年三月十四日

指令川建セ第二五 一四六 号

二 検査済証番号

平成二十七年一月二十七日

川建セ第二六 一三五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字築地前千五百二十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町伊古五百六十四番地

三宅泰正

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年二月二日

指令越建セ第二六〇〇四五一号

二 検査済証番号

平成二十七年二月三日

越建セ第四四八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸五百十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目六番十九号

タクトホーム株式会社 代表取締役 山本重穂

告 示

埼玉県病院事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 225,000リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 780 番地

(3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

(4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 27 年 1 月 22 日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社ニューオイル

志木市本町一丁目 6 番 15 号

5 落札金額

51.51 円 (1 リットル当たり単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 26 年 12 月 19 日

告 示

埼玉県公安委員会告示第15号

警備業法第51条の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第7号）第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により公示する。

平成27年2月6日

埼玉県公安委員会委員長 山本 正士

医師の氏名	勤務先の名称	勤務先の所在地
關 紳 一	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田849番地
成瀬 暢也	埼玉県立精神医療センター	北足立郡伊奈町大字小室818番地2

告 示

埼玉県公安委員会告示第 17 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第8号）第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により公示する。

平成27年2月6日

埼玉県公安委員会委員長 山本 正 士

医師の氏名	勤務先の名称	勤務先の所在地
關 紳 一	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田849番地
成瀬 暢 也	埼玉県立精神医療センター	北足立郡伊奈町大字小室818番地 2